

意見書

一般社団法人 全国認定こども園連絡協議会
会長 木村 義恭

待機児童対策という量の拡充と保育の質の向上はセットで進めなければならないと常に本会では考えております。その中で今回実施される各取り組みについて特段のご配慮を要望致します。

◎「子育て安心プラン」に基づく一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児受入れ受け入れ要件について

待機児童解消の向けて多くの幼稚園で未満児を受け入れ寄与されていることに感謝申し上げます。

その際幼稚園における0歳児から2歳児受け入れ要件は認可保育所や認定こども園における条件と最低でも同等にしなければ質の担保は保証されません。まして子ども子育て会議において幼保連携型認定こども園は幼稚園と保育所のいずれか高い基準を用いることになっており、それは質の向上や安心・安全を担保とするものだとして認識しております。また認定こども園は直接契約であっても利用調整が掛かっています。幼稚園における2歳児受け入れにおいて利用調整が掛からない場合は認定こども園においても同様の対応が必要です。

更に運営費・施設整備に公費が投下される現状から、受け入れ基準は認可保育所および認定こども園と同様とすることの徹底や、企業主導型保育事業であっても毎年の監査は義務づけられていることから完全実施、また本事業は待機児童がいない地域においてはこれを実施出来ないなどを周知徹底をはかるなどしなければ認定こども園の普及はおろか基準や規制もバラバラになる恐れがあります。

◎「技能・経験に応じた追加的な処遇改善」の研修要件に関する詳細の明確化

『技能・経験に応じた追加的な処遇改善（処遇改善等加算Ⅱ）に関するよくあるご質問への回答』の内

「問 23 平成29年度から新たにキャリアアップ研修がはじまるとのことですが、誰でも

受講できるのでしょうか。

（答）保育園や地域型保育事業所等において、他の保育士に助言や指導するリーダー的な役割を担うことを希望する方であれば、誰でも受講することができます。」

「問 24（答）に「過去に受講した研修内容が、新たなキャリアアップ研修の内容に相当するものであると実施主体である都道府県から認められる場合には、改めて新たなキャリアアップ研修を受講する必要はありません。」とあります。

今現在として「どの様な団体が行うどの研修が対象になるのか、該当する研修は明確に表記があるのか、都道府県ごとに差違はあるのか、研修時間の積み上げ方法はどの様に行うのか」等が、具体的になっていないことでの不安感や混乱が起きております。

また都道府県ごとに差違があった場合には、不整合や不公平感を生み出すことになる事も想定されますので、公平性の担保を目的とした要項や、詳細までは3府省が責任を持って決定し、出来る限り早い段階で発出いただきたいと考えます。

◎ 財政健全化の物差し以外で

平成 29 年 5 月 25 日 財政制度等審議会・財政制度分科会は、財政健全化目標の達成に向けて策定された「経済・財政再生計画」の着実な実施に向けた基本的考え方を建議として取りまとめ、建議では 21 世紀前半に高齢化率が上昇することに違いはなく、高齢化による社会保障費の増大、少子化による支え手の減少という厳しい現実是不変で、これらの実態に目をそむけず、財政の持続可能性の改善に着実に取り組んでいく必要がある。その為には「PB 黒字化」を実現した上で、利払い費も含めて、我々が享受した受益に対するコストを、税収等でどの程度賄うことができているかを表す「財政収支」に着目した財政運営を目指さなければならない。財政制度等審議会としても、2019 年 10 月の消費税率の引上げとともに、「II. 主要分野において取り組むべき事項」で、歳出改革を通じた財政健全化の更なる推進によって、この好循環の実現への提言を続けていくことが述べられています。このことから 2017/10/23 日本経済新聞の記事では

「財務省は保育の受け皿整備のため、既存の補助金を転用する。2018 年度にも保育施設を運営する社会福祉法人などへの補助金 200 億円を減額し、最大 2 万人分の受け皿を整備する。政府は 20 年度末までに 32 万人分の整備を進めるとしており、企業の追加負担も求める方向だ。予算の効率化で待機児童解消につなげる。財務省は 25 日の財政制度等審議会（財制審）でこうした方針を示す。保育の受け皿整備には、18 年度から 20 年度までで 3 千億円規模の公費が必要になる見込み。国と自治体は保育施設を運営する事業者などに 17 年度で約 1.5 兆円を支出している。

保育事業者の利益率は全産業平均より高めのため、財務省は一部補助をやめても事業者の経営に大きな支障は出ないと判断した。人件費補助はこれまで通り続け、施設運営費の補助を削減する。

ただ補助金の減額だけでは必要額に足りず、財務省は企業の拠出金引き上げも提案する。すでに保育所整備で企業が負担する「事業主拠出金」は18年度予算編成で従業員の賃金の0.23%から法定上限の0.25%へ引き上げる方向で調整中。法改正による法定上限引き上げも検討する。財務省は25日の財政制度等審議会分科会で、保育の受け皿整備のため、2018年度にも保育施設を運営する社会福祉法人などへの補助金200億円を減額し、最大2万人分の保育の受け皿を整備する方針を示す。」

この記事に関して、本年度の経営実態調査の結果を基に、今後の予算編成で検討してゆく内容であるとは考えますが、今回の調査において率で計算することは適切で無い事を見えるより明らかで有り、待機児童の有無や定員の充足率などの条件などにより利益率が低い又は、赤字の園もある中で給付額や補助金等を減額をするべきではないと考える。また会計制度がバラバラであり、また上乗せ徴収を外し、公費のみで検討すべきであり調査項目の精査が必要である。

◎ 三府省連携体制について

平成27年度より子ども子育て支援法が本格実施され、当時は頻繁に三府省が連携を図り法律や過去の事例等の検証を行い円滑な実施に向けた取り組みが行われておりました。昨今の子ども子育て支援制度の方向性を見ていると、例えば「技能・経験に応じた追加的
な処遇改善」の研修要件や2歳児や未満児さんの幼稚園受け入れ等をとってみても以前のように三府省が連絡を密に取り協議を重ねているようには受け取ることが出来ない部分が多くこの制度は、三府省が十分に協議を行い調整する事で、進んでいるものと認識し
ているが、今現在どの程度のスパンで三府省が揃っての協議を行い、情報の共有、調整
を
行っているのかお聞かせ願いたい。

予算獲得の大変厳しい時期だからこそ、前出の財務省に関する記事は「火の無いところに煙は立たない」という見地からも、三府省が連絡を密にし、調整を行う事が非常に重要と考えます。

◎ 企業主導型に多子世帯軽減策について

施設型給付を受ける施設および私学助成を受ける施設に通う乳幼児に対して基準は異なるが多子世帯軽減策が実施されており利用者の保護者も大変感謝しております。

その中平成 28 年度より実施されている企業主導型保育事業においては多子軽減対策一つもありません。その為 2020 年に幼児教育の無償化を目指す場合、企業主導型保育事業においても低所得者の場合は無償化に該当するのか、また平成 30 年度より施設の区分ではなく子どもを対象として多子世帯軽減策となるよう強く要望致します。

◎ 幼児教育の無償化について

今回の衆議院選挙において幼児教育の無償化が掲げられ感謝申し上げます。ある市町村においては先行して幼児教育の無償化に取り組んでいるところがありますが、幼児教育・保育の保育料を無償化したため、ただなら 0 歳児から使わないと損という認識が広がり子育て支援ではなく育児放棄支援とさえ捉えられる課題が浮き彫りになっております。幼児教育の無償化の実施にあたっては子育てと仕事の両立、専業主婦家庭へも同等な支援がされますよう要望致します。